

別添様式第４

買取り申出等の事実の通知書

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日国税庁長官殿税務署長 都道府県知事印 市町村長租税特別措置法第70条の４第36項（同法第70条の６第41項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法施行規則第23条の７第43項（同法施行規則第23条の８第33項において準用する場合を含む。）の規定により、買取り申出等の事実に関し、次の事項を通知する。記 |
| 受贈者（相続人）の住所又は居所 |  都 道 市 府 |
| 氏　　名 |  |
| 買取りの申出等に関し行った行為の内容 |  |
| 事実の生じた年月日 |  |
|  | 所 在 地 番 | 地 　目 | 面　　積 |
| 事実が生じた農地等の明細 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 事実の詳細 |  |

（裏）

（記載注意）

１　「買取りの申出等に関し行った行為の内容」欄には、例えば「生産緑地法第10条の規定による買取り申出書の受理」等と記載すること。

２　「事実の生じた年月日」欄については（１）生産緑地法第10条(同法第10条の５の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第15条第１項の規定による買取りの申出等の場合は、買取り申出等の受理の日付を、（２）都市計画の決定又は変更によって租税特別措置法第70条の４第２項第３号に規定する特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（当該変更により田園住居地域内にある農地又は地区計画農地保全条例制度による制限を受ける区域内にある農地でなくなった場合を除く。）は、都市計画法第20条第１項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による告示があった日付を、（３）生産緑地法第10条の６第１項の規定による特定生産緑地の指定の解除の場合は、同法第10条の６第２項で準用する第10条の２第４項の規定による特定生産緑地の指定の解除に係る公示があった日付を記入する。

３　「事実の詳細」欄には、「買取り申出等に関し行った行為の内容」欄について補足すべき事項があれば、記入すること。

４　本件の通知に当たっては、別添様式第４のほか当該通知に係る都市計画の決定図書の写しを添付すること。